

コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業 (EDU-Port2.0) 委託要項

令和3年1月14日
大臣官房長決定

1. 事業の趣旨・目的

近年、諸外国から、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高等専門学校制度など、日本型教育に強い関心が寄せられている。

教育再生実行会議第六次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（平成27年3月4日）において、我が国の教育システムやノウハウを海外に向けて戦略的に発信する取組を進めることが掲げられているほか、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）においても、「海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する」ことが掲げられている。

また、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）においては、教育が目標の一つに位置づけられているが、平成28年5月のG7倉敷教育大臣会合において採択された「倉敷宣言」においても、教えや学びの改善を通じてSDGsに貢献することが盛り込まれている。

さらに、我が国が策定した「インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月経協インフラ戦略会議決定）」においては、具体的施策として「日本型教育の海外展開」が掲げられている。

こうした状況の中、本事業は、日本型教育の海外展開について、関係府省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関、民間企業、NPOなどが協力してオールジャパンで取り組むため平成28年度より運営している「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を引き続き運営する（①）。このプラットフォームの下、日本型教育の海外展開を促進するため、②国内向けセミナー・シンポジウム等の開催等、③海外展開事業者への応援事業、及び④スクールビジットのシステム構築などを実施する。また、⑤コロナ禍を踏まえ、我が国の公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究を実施する。

これらの取組を通じて、日本の教育の国際化（新たな教育プログラムの開発、国際教育連携の加速等）、親日層の拡大・SDGsへの貢献（各国との関係強化、相互理解促進）、日本の経済成長への還元等を図る。

本事業の実施にあたり、文部科学省では、本委託要項に基づき、「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（EDU-Port ニッポン2.0）」の企画提案を以下の要領で公募する。なお、本企画公募は、令和3年度の予算

の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、事業の規模、内容、実施方法、スケジュール及び契約締結の時期等を変更する場合がある。

2 業務の委託先

教育分野に関する知見及び海外のニーズ調査等に関する経験を有し、関係諸機関と密接な連携を図ることができる法人格を有する団体とする。

3 委託業務の内容

本事業の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、文部科学省大臣官房国際課において設置が規定された「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ」（以下「ステアリングコミッティ」という。）での議論等を踏まえて、具体的な事業運営のため、以下の取組を実施するものとする。

(1) 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」の運営

①プラットフォームの基盤的運営

受託団体は、日本の教育実施主体（教育機関・企業等）、国際協力の実施主体（行政機関・JICA等）、日本の企業活動の海外展開を支援する主体（JETRO等）が独自に有する現地ニーズや展開可能コンテンツ等の情報を一堂に集積し、異なるセクター間で共有することで、ニーズの発掘や、各セクターからの展開案件の創出を促す環境を醸成する。

また、受託団体は、教育事業において海外展開を進める事業者からの個別相談に応じるとともに、複数セクターのマッチングを行い、海外展開を促進する。さらに、現地において各事業者が構築した各ネットワークを有機的に連携させ、プラットフォーム全体としてそのネットワークを維持するために必要な調整を行う。

受託団体は、ステアリングコミッティ及びその下に置かれる「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ幹事会」の開催に必要なとされる事務を行う。

また、受託団体は、集積した情報を、国内・国外に向けて発信できる場を構築する。具体的な手段として、ホームページ・SNS等の効果的な運営、海外に向けた訴求力のある動画・パンフレットの制作をはじめ、迅速かつ有機的な情報共有・情報発信が実現されることを重視する。その際、動画については、受託団体による制作に加え、広く一般公募を実施し、これまで訴求できていない新たな層にも届く、魅力ある広報媒体のラインナップを図る。

②国内向けセミナー・シンポジウムの開催、国際フォーラムへの出展

受託団体は、国内において新規案件創出のための取組を行う。取組例としては、新たに複数セクターの連携による展開案件の具体的な進展を目指す地域について、セミナーを開催し、当該地域におけるニーズや協力可能性について掘り下げ

た議論・検討を行うことで展開案件の作り込みを行うことや、これまで十分取り上げてこなかったトピックについてセミナーを行うほか、国内において海外展開事業者の成果発表及び新規事業者の参画を目的としたシンポジウムを実施する。

また、受託団体は、対象国教育関係者等とのビジネス・マッチングを通じて案件形成の促進を図るため、国際フォーラムに出展する（令和3年度は1か国程度を想定）。具体的には、当該国での事業展開に関心の高い国内教育機関・教育産業関係者、当該国の政府、教育関係者等が一堂に会し、それぞれの情報を交換し、新規案件の可能性について検討するとともに日本型教育の特徴を紹介する機会を設ける。

③日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Port ニッポン応援プロジェクト）の公募・採択・実施

受託団体は、日本型教育を海外に展開する事業者を広く応援支援する観点から、「日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Port ニッポン応援プロジェクト）」の公募・採択・実施を行う。随時審査とすることが望ましいが、公募は年2回以上実施することとする（1回目の公募は4月中旬）。

（主な支援内容）

- ① 採択された事業における「EDU-Portニッポン応援プロジェクト」の呼称、及びロゴマーク利用の許可。
 - ② 受託団体による個別コンサルティング。
 - ③ 現地機関との調整・仲介支援（推薦レターの発行、在外日本大使館職員及び在日各国大使館職員の紹介、現地関係機関への仲介など）。
- ※予算措置を伴う支援は行わない。

④スクールビジットのシステム構築及び受入れ支援

受託団体は、日本型教育に関心を寄せる海外の教育関係者に対し、日本国内の学校視察の機会をより広く容易に提供するため、スクールビジットのシステムを構築するとともに、受入れに必要な調整事務等を行う（令和3年度は最低50校程度の受入校を開拓。）。

（システムに備える最低要素）

- ① 受入れを行う国内の学校の基本情報（学校種・設置者・住所・学校規模・特色・受入れ可能時期等）のデータベース
- ② 視察を希望する場合の申請フォーム など

⑤令和2年度海外展開パイロット事業の採択機関の継続採択・実施

令和2年度「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」において採択された海外展開パイロット事業の採択機関（別表参照）については、当初より採択期間は2か年とされていたことから、受託団体は、これらの機関で継続が

適当であるものについて、継続採択に必要な事務を行う。

⑥日本型教育に係る日本語論文の翻訳

受託団体は、日本型教育に係る日本語論文の英訳を行い、その後の活用策を提案する。（令和3年度は最低2本程度翻訳を行う。）

(2) 公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究の公募・採択・実施

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により、世界の教育ニーズは一変し、手洗いうがい・健康確認など学校生活を通じた衛生教育・学校保健や、ICTを活用した教育（カリキュラム作成・指導方法・評価方法等含む）に各国の関心が寄せられているところ。

受託団体は、With/Post コロナにおけるこれらの日本型教育の戦略的海外展開について、潜在的ニーズ国・地域、ニーズの具体的内容、展開方法等を調査研究する事業者を公募・採択・実施する（公募は4月中旬）。

提案の際には、(1)については、総額20,000千円程度、(2)については4～5件程度選定、総額20,000千円程度を見積もって、事業計画を作成すること。

4 事業期間

本事業の実施期間は、最長5会計年度（令和3年度～令和7年度）を予定しているが、毎年度、委託業務の実施状況等について評価又は確認を行い、委託の継続の可否を判断した上で、契約の締結は年度毎に行うものとする。なお、各年度の委託期間は、委託を受けた日から業務が終了する日又は当該年度末日までとし、年度をまたぐことはできない。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、事業計画書（別添）を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、委託する団体を決定し、当該団体と委託契約を締結する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費※、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

※事業費：諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額

- (2) 文部科学省は、受託団体が委託要項等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 事業完了の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を完了した日又は廃止の承認の日から14日を経過した日、又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 事業完了等に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

8 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書に関して、事業の実施状況及び委託費の執行状況について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認める時は、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 委託費の額の確定に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

9 著作権

事業の実施の過程において受託機関が作成した成果物等の著作権は、原則として、文部科学省に帰属する。ただし、その他関連規程に定める条件においては、この限りではない。

10 再委託

- (1) 受託団体は、当該業務のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、当該事業の全部を再委託することはできない。
- (2) 受託団体は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託申請書により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託団体は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

11 その他

- (1) 文部科学省は受託団体の業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、受託団体の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託団体は、文部科学省の求めがあった場

合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。

- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 要項に定める事項の他、本事業の実施に必要な事項については別途定める。

(別表)

令和2年度「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」
海外展開パイロット事業一覧

(公認プロジェクト) *予算支援無し

代表機関	事業名
国立大学法人福井大学	「福井型教育の日本から世界への展開」アフリカ域内・日本の教師教育コラボレーション事業【アフリカ地域】
株式会社内田洋行	カンボジア Home-Learning 教材開発プロジェクト“現地大学との SDGs 4 の実践と情報教育の展開”【カンボジア】
株式会社すららネット	スリランカの学校教育における緊急時対策及びデジタル教育の普及に関する相互教育連携促進事業【スリランカ】
特定非営利活動法人 Colorbath	マラウイとの ICT を活用した生徒・教師参加型の双方向グローバルプログラム推進事業【マラウイ共和国】

(応援プロジェクト)

代表機関	事業名
株式会社小学館集英社プロダクション	ベトナムにおける日本式幼児教育・保育法を実践できる幼稚園教諭を育てる人材育成事業【ベトナム】
株式会社スプリックス	日本型教育コンテンツ共有プラットフォーム「フォレスタネット」のベトナムでの展開【ベトナム】
ヒューマンホールディングス株式会社	日本型保育園を活用した「教育+保育」で託児以上の付加価値を実現する保育所のグローバルモデル展開【インドネシア】
ミズノ株式会社	対ベトナム社会主義共和国「初等義務教育・ミズノヘキサロン運動プログラム導入普及促進事業」【ベトナム】
ヤマハ株式会社	エジプト国初等教育への日本型器楽教育導入事業【エジプト】
ライフサポート株式会社	フィリピンにおける英語での日本型幼児教育の展開【フィリピン】
一般社団法人インドネシア教育振興会	インドネシアにおける中学教科「環境」の確立と環境教育普及支援並びに教員の再教育事業【インドネシア】
特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律研究所	ベトナムの教育機関に対する専門家派遣形態による法学教育の実施【ベトナム】
NPO 法人ジャパンスポーツコミュニケーションズ	UNDOKAI ワールドキャラバンプロジェクト「ルワンダ共和国の学校カリキュラムに、運動会を定着」【ルワンダ】
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	ヨルダンにおける日本型特別活動を通じたシリア難民及びヨルダン人児童のライフスキル向上事業【ヨルダン】

別添（事業計画書）

事業計画書

「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（EDU-Port2.0）」における委託業務の実施について、次のとおり事業計画書を提出する。

I 委託業務の内容

1. 業務の目的

- ※ 委託要項の内容を踏まえ、業務の目的を具体的に記載すること。
- ※ 事業期間が最長5年間であることを踏まえて記載すること。

2. 業務の内容

- ※ 業務の内容を具体的に記載すること。
- ※ 事業期間が最長5年間であることを踏まえて記載すること。
- ※ 委託要項3「委託業務の内容」を踏まえ、以下の点について具体的に記載すること。

(1) 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」の運営

①プラットフォームの基盤的運営

行政、企業、大学等の幅広い関係者が参画し、各セクター間で迅速かつ有機的な情報共有が実現できる方策などについて

②国内向けセミナー・シンポジウムの開催、国際フォーラムへの出展業務

国内向けセミナー・シンポジウムの開催、国際フォーラムの出展の方策について

③日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Portニッポン応援プロジェクト）の公募・採択・実施

日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Portニッポン応援プロジェクト）の選定・実施方策について

④スクールビジットのシステム構築及び受入れ支援

スクールビジットのシステム構築・受入れ支援の実施方策について

⑤令和2年度海外展開パイロット事業の採択機関の継続採択・実施

令和2年度海外展開パイロット事業の継続採択・実施について

⑥日本型教育に係る日本語論文の翻訳

日本型教育に係る日本語論文の英訳及びその後の活用策について

(2) 公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究の公募・採択・実施

公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究の選定・実施方策について

3. 業務の期間

※ 事業開始日から最長令和8年3月31日までとする。

4. 業務実施計画

※ 事業期間が最長5年間であることを踏まえて記載すること。

※ 業務の目的・内容を達成されるために必要な課題を具体的に記載すること。

5. 当該年度における業務実施体制

(1) 業務組織図

※ 実施体制の組織図を記述すること。

※ 個人情報の管理にあたっての体制が実施体制と異なる場合は、個人情報管理に係る組織図も記述すること。

(2) 本業務実施体制（業務責任者、個人情報管理責任者、連携機関責任者、再委託先のほか本業務に関係する者を記載）

※ また、氏名、所属、役職に加え、事業での役割、関連分野の実績等について詳細に記載すること。

氏名	所属・役職	役割

(3) 個人情報の管理状況に係る検査実施計画

6. 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間												
	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	1年目												
	2年目												
	3年目												
	4年目												
	5年目												

7. この業務に関連して補助金等を受けた実績

補助金等の名称	交付者	交付額	交付年度	業務項目

※本委託業務が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績として記載しない。

8. 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名
※「公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究」における再委託については、委託要項に基づき、業務委託後の事業運営の過程を経て相手方を決定する旨、記載すること
再委託を行う業務の範囲
※「公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究」における再委託については、委託要項に基づき、業務委託後の事業運営の過程を経て再委託業務の範囲を決定する旨、記載すること。
再委託の必要性
※「公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究」における再委託については、委託要項3（2）において事業者を公募等することとされており、当該事業の円滑かつ適切な実施にあたっては、受託団体と当該事業の採択事業者との間において、再委託契約の締結が必要である旨、記載すること。
再委託金額（単位：円）
円

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名
再々委託を行う業務の範囲

II 委託業務経費

1. 経費予定額

(単位 : 円)

実施年度	費 目	種 別	内 訳	経費予定額
1 年目				
	人件費	賃金		
	事業費	諸謝金		
		旅費		
		借損料		
		印刷製本費		
		消耗品費		
		会議費		
		通信運搬費		
		雑役務費		
		消費税相当額		
	再委託費	再委託費		
一般管理費	一般管理費			
合計				
2 年目	人件費			
	事業費			
	再委託費			
	一般管理費			
	合計			
3 年目	人件費			
	事業費			
	再委託費			
	一般管理費			
	合計			
4 年目	人件費			
	事業費			
	再委託費			
	一般管理費			
	合計			
5 年目	人件費			
	事業費			
	再委託費			
	一般管理費			
	合計			

※ 委託経費の区分についての経費計上の留意事項等

- ① 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。
- ② 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
- ③ 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること。
- ④ 諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること。）なお、菓子折、金券の購入は認められない。
- ⑤ 旅費については、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律及び団体の旅費規程を準用した額とする。（移動費、宿泊費、日当等）
航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。
- ⑥ 諸謝金、旅費等については、その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。
- ⑦ 借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこ）を対象とする。
- ⑧ 印刷製本費については、会議資料、報告書、その他事業実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写（見積書・請求書等には印刷・製本仕様を記載のこ）を、記録用写真フィルムの現像及びプリントに要する経費とする。
- ⑨ 消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。なお、ポイントの取得等による個人の特典は認められない。
- ⑩ 会議費については、会議を開催する場合のお茶、ミネラルウォーター、弁当代であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類などは対象としない。（団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のものは対象としない。）
- ⑪ 通信運搬費については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料とする。なお、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。
- ⑫ 雑役務費については、会場設営、調査研究に係るデータ集計・入力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は認められない。）とする。
- ⑬ 消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。）
- ⑭ 一般管理費について
 - ・当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水量や電話料、FAX送受信料、複写機保守料、管理部門の人件費（管理的経費）等に係る経費であり、委託事業の直接経費（人件費、事業費）の10%の範囲内で、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率及び受託者の受託規定に定める一般管理費率などから適切に算出する。
- ⑮ 再委託費については、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に再委託を行う事業の経費を計上すること。（再々委託費については対象としない。）
- ⑯ 上記に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。

2. 再委託費内訳

機関名： _____

(単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
		小計	
合計			

※「公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究」における再委託については、委託要項に基づき、業務委託後の事業運営の過程を経て内訳等について決定する旨、記載すること。

III その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏名	職名	連絡先（電話・ファックス・e-mail）
（責任者）		
（事務担当者）		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）
事務担当者は、実際に当省委託課との窓口となる者（必ず記入すること）